

令和4年3月富津市議会定例会
議案等資料

令和4年2月18日

富津市

令和4年3月富津市議会定例会議案等資料一覧表

| 番号 | 件名 | 頁 |
|----------|---------------------------------|----|
| | 令和4年3月富津市議会定例会議案等概要 | 1 |
| 議案第1号資料 | 富津市役所行政センター及び出張所設置条例新旧対照表 | 6 |
| 議案第2号資料 | 富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例新旧対照表 | 7 |
| 議案第8号資料 | 職員の育児休業等に関する条例新旧対照表 | 11 |
| 議案第9号資料 | 富津市情報公開条例新旧対照表（第1条による改正） | 14 |
| 議案第9号資料 | 富津市個人情報保護条例新旧対照表（第2条による改正） | 19 |
| 議案第10号資料 | 富津市手数料条例新旧対照表 | 25 |
| 議案第11号資料 | 富津市国民健康保険税条例新旧対照表 | 27 |
| 議案第16号資料 | 履歴事項（富津市教育委員会教育長関係） | 41 |
| 議案第17号資料 | 履歴事項（富津市教育委員会委員関係） | 42 |

令和4年3月富津市議会定例会議案等概要

| 番号 | 件名及び概要 | 関係部 |
|-------|--|-----|
| 議案第1号 | <p>富津市役所行政センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 令和4年3月31日をもって峰上出張所を廃止することに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和4年4月1日</p> | 市民部 |
| 議案第2号 | <p>富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 令和4年3月31日をもって峰上地区公民館を廃止することに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和4年4月1日</p> | 教育部 |
| 議案第3号 | <p>令和3年度富津市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて (提案理由) 国の施策として実施する子育て世帯臨時特別給付金及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る予算を措置する令和3年度富津市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年12月22日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。</p> | 総務部 |
| 議案第4号 | <p>令和3年度富津市一般会計補正予算（第11号） 補正額 129,933千円 補正後の予算額 21,130,538千円 (主な内容) • 公共施設等マネジメント基金積立金 400,000千円 • 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業 113,697千円</p> | 総務部 |

| 番 号 | 件 名 及 び 概 要 | 関係部 |
|-------|--|-------|
| 議案第5号 | <p>令和3年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）</p> <p>補正額 △6,308千円</p> <p>補正後の予算額 5,895,219千円</p> <p>（提案理由） 君津中央病院企業団が実施する訪問看護事業等に係る特別交付金及びこれに関連する歳入を増額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p> | 健康福祉部 |
| 議案第6号 | <p>令和3年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）</p> <p>補正額 △9,455千円</p> <p>補正後の予算額 688,924千円</p> <p>（提案理由） 基盤安定負担金に係る後期高齢者医療広域連合納付金及びこれに関連する歳入を減額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p> | 健康福祉部 |
| 議案第7号 | <p>令和3年度富津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）</p> <p>補正額 △32,211千円</p> <p>補正後の予算額 5,411,545千円</p> <p>（提案理由） 介護予防・生活支援サービス事業に係る経費及びこれに関連する歳入を減額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p> | 健康福祉部 |
| 議案第8号 | <p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （提案理由） 人事院による妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置との権衡を踏まえ、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和等をするため、条例の一部を改正するものである。 （施行日） 令和4年4月1日</p> | 総務部 |

| 番 号 | 件 名 及 び 概 要 | 関係部 |
|--------|---|-------|
| 議案第9号 | <p>富津市情報公開条例及び富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 富津市土地開発公社の解散に伴い、条例の適用対象となる実施機関から同公社を削除するとともに、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p> | 総務部 |
| 議案第10号 | <p>富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 所得税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和4年4月1日</p> | 総務部 |
| 議案第11号 | <p>富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が施行されることに伴い、国民健康保険被保険者のうち未就学児に係る国民健康保険税被保険者均等割額の軽減措置を拡充するとともに、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和4年4月1日</p> | 健康福祉部 |
| 議案第12号 | <p>令和4年度富津市一般会計予算 予算額 19,550,000千円 対前年度比 4.0%増 (予算編成方針) 令和4年度の予算は、富津市中期財政計画【経営改革5か年計画】に基づき、将来にわたる持続可能な行政経営を念頭に、未だ収束の兆しが見えない新型コロナウィルス感染症対策に取り組むとともに、「住みたいまち」、「選ばれるまち」富津市づくりに向けた事業を推進する編成方針とした。 参考 令和4年度当初予算附属資料</p> | 総務部 |

| 番 号 | 件 名 及 び 概 要 | 関係部 |
|--------|--|-------|
| 議案第13号 | <p>令和4年度富津市国民健康保険事業特別会計予算 予算額 5,714,000千円 対前年度比 2.5%減 (予算概要) 特定健康診査の未受診者対策及び生活習慣病の重症化予防のため、特定保健指導を中心とした事業を推進し、医療費の適正化に配慮した。</p> | 健康福祉部 |
| 議案第14号 | <p>令和4年度富津市後期高齢者医療特別会計予算 予算額 707,000千円 対前年度比 3.5%増 (予算概要) 後期高齢者医療保険料、基盤安定負担金などを後期高齢者医療広域連合へ納付するほか、制度の趣旨普及に配慮した。</p> | 健康福祉部 |
| 議案第15号 | <p>令和4年度富津市介護保険事業特別会計予算 予算額 5,354,000千円 対前年度比 3.9%増 (予算概要) 介護保険事業計画に基づく介護給付費を計上し、給付の適正化とフレイル対策等の介護予防強化に配慮した。</p> | 健康福祉部 |
| 議案第16号 | <p>富津市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めるについて (提案理由) 富津市教育委員会教育長岡根茂氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となることに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。</p> | 教育部 |
| 議案第17号 | <p>富津市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについて (提案理由) 富津市教育委員会委員池田亨氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となることに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものである。</p> | 教育部 |

| 番 号 | 件 名 及 び 概 要 | 関係部 |
|-------|--|-------|
| 報告第1号 | 専決処分の報告について (報告理由) 道路の瑕疵により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。 | 建設経済部 |
| 報告第2号 | 専決処分の報告について (報告理由) 道路の瑕疵により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。 | 建設経済部 |
| 報告第3号 | 専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。 | 総務部 |
| 報告第4号 | 専決処分の報告について (報告理由) 人身事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。 | 総務部 |

議案第1号資料

富津市役所行政センター及び出張所設置条例（平成12年富津市条例第51号）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 | | | | | | |
|---|---|--|------|-------|------------|--|--|
| <u>富津市役所行政センター及び出張所設置条例</u> (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌するため、行政センター及び出張所を設置する。 <u>(出張所の名称等)</u> 第3条 天羽行政センターに次の出張所を置き名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。 | <u>富津市役所行政センター設置条例</u> (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌するため、行政センター_____を設置する。 | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">峰上出張所</td> <td style="padding: 2px;">富津市上後300番地</td> <td style="padding: 2px; vertical-align: top;"> 関尻、上後、小志駒、田原、山脇、 六野、押切、大森、寺尾、恩田、 東大和田、田倉、高溝、宇藤原、 岩本、志駒、山中、大川崎、大田和 </td></tr> </tbody> </table> (委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 | 名称 | 位置 | 所管区域 | 峰上出張所 | 富津市上後300番地 | 関尻、上後、小志駒、田原、山脇、 六野、押切、大森、寺尾、恩田、 東大和田、田倉、高溝、宇藤原、 岩本、志駒、山中、大川崎、大田和 | (委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 |
| 名称 | 位置 | 所管区域 | | | | | |
| 峰上出張所 | 富津市上後300番地 | 関尻、上後、小志駒、田原、山脇、 六野、押切、大森、寺尾、恩田、 東大和田、田倉、高溝、宇藤原、 岩本、志駒、山中、大川崎、大田和 | | | | | |

議案第2号資料

富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例（平成13年富津市条例第5号）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 | | | | |
|--|--|----|---------|------------|--|
| (地区公民館の設置) | | | | | |
| 第3条 地区公民館を次のとおり設置する。 | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">峰上地区公民館</td><td style="padding: 2px;">富津市上後300番地</td></tr> </table> | 名称 | 位置 | 峰上地区公民館 | 富津市上後300番地 | |
| 名称 | 位置 | | | | |
| 峰上地区公民館 | 富津市上後300番地 | | | | |
| (職員) | (職員) | | | | |
| 第4条 公民館及び市民会館に職員を置く。 | 第3条 公民館及び市民会館に職員を置く。 | | | | |
| 第5条 削除 | | | | | |
| (使用許可) | (使用許可) | | | | |
| 第6条 公民館及び市民会館を使用しようとする者は、教育委員会に申し出てその許可を受けなければならない。 | 第4条 公民館及び市民会館を使用しようとする者は、教育委員会に申し出てその許可を受けなければならない。 | | | | |
| 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。 | 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。 | | | | |
| (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 | (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 | | | | |
| (2) 施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。 | (2) 施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。 | | | | |
| (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（次条第1項第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。 | (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（次条第1項第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。 | | | | |
| (4) その他公民館及び市民会館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。 | (4) その他公民館及び市民会館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。 | | | | |
| (使用の停止等) | (使用の停止等) | | | | |
| 第7条 教育委員会は、前条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。 | 第5条 教育委員会は、前条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。 | | | | |
| (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 | (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 | | | | |
| (2) 施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。 | (2) 施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。 | | | | |

| | |
|--|--|
| <p>(3) 使用の目的に違反したとき。 (4) 使用の許可に際して付された条件に違反したとき。 (5) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (6) 暴力団の利益になるとき。 (7) その他公民館及び市民会館の管理運営上支障があるとき。</p> <p>2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会は、その賠償の責を負わない。</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第8条</u> 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、使用の許可を受けたときに直ちに納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第9条</u> 教育委員会が特に認めるときは、前条の使用料の額を減免することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第10条</u> 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責によらない理由により使用ができなかったとき。 (2) 使用者が使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第11条</u> 使用者は、公民館及び市民会館の使用が終わったときは、使用後直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>2 使用者が前項に規定する義務を履行しない場合においては、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第12条</u> 使用者は、公民館並びに市民会館の建物及び付帯施設、設備又は器具等を滅失又は<u>き損</u>したときは、その損害を賠償しなければならない。</p> | <p>(3) 使用の目的に違反したとき。 (4) 使用の許可に際して付された条件に違反したとき。 (5) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (6) 暴力団の利益になるとき。 (7) その他公民館及び市民会館の管理運営上支障があるとき。</p> <p>2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会は、その賠償の責を負わない。</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第6条</u> 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、使用の許可を受けたときに直ちに納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第7条</u> 教育委員会が特に認めるときは、前条の使用料の額を減免することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第8条</u> 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責によらない理由により使用ができなかったとき。 (2) 使用者が使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第9条</u> 使用者は、公民館及び市民会館の使用が終わったときは、使用後直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>2 使用者が前項に規定する義務を履行しない場合においては、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第10条</u> 使用者は、公民館並びに市民会館の建物及び付帯施設、設備又は器具等を滅失又は<u>毀損</u>したときは、その損害を賠償しなければならない。</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>(立入検査)</p> <p><u>第13条</u> 使用者は、公民館又は市民会館職員が職務の執行上会場に立入ることを妨げてはならない。</p> <p>(販売行為の禁止)</p> <p><u>第14条</u> 公民館並びに市民会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。</p> <p>(意見聴取)</p> <p><u>第15条</u> 教育委員会は、必要があると認めるときは、<u>第6条第2項第3号</u>又は<u>第7条第1項第6号</u>に該当するかどうかについて、千葉県富津警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p><u>第16条</u> 法第29条第1項の規定により公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、法第29条第2項に規定するもののほか、市民会館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるものとする。</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>4 委員の定数は、15名とし、その任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員が第3項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会はその任期中であってもこれを解嘱することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>別表（<u>第8条第1項</u>）</p> <p style="text-align: center;">使用料金表</p> <p style="text-align: center;">(1) 公民館及び市民会館</p> | <p>(立入検査)</p> <p><u>第11条</u> 使用者は、公民館又は市民会館職員が職務の執行上会場に立入ることを妨げてはならない。</p> <p>(販売行為の禁止)</p> <p><u>第12条</u> 公民館並びに市民会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。</p> <p>(意見聴取)</p> <p><u>第13条</u> 教育委員会は、必要があると認めるときは、<u>第4条第2項第3号</u>又は<u>第5条第1項第6号</u>に該当するかどうかについて、千葉県富津警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p><u>第14条</u> 法第29条第1項の規定により公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、法第29条第2項に規定するもののほか、市民会館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるものとする。</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>4 委員の定数は、15名とし、その任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員が第3項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会はその任期中であってもこれを解嘱することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>別表（<u>第6条関係</u>）</p> <p style="text-align: center;">使用料金表</p> |
|---|---|

| | | |
|--|--|----------------------------------|
| (略) | (略) | |
| (2) 地区公民館 | | |
| | <u>使用料金</u> | |
| <u>使用の区分</u> | 午前 9 時から 午後 5 時まで 1 時間 当たり | 午後 5 時から 午後 9 時まで 1 時間 当たり |
| 和室 | 100円 | 110円 |
| 会議室 | 100円 | 110円 |
| 講堂 | 150円 | 160円 |
| 実験実習室 | 100円 | 110円 |
| 備考 | | |
| 1 市内に住所を有する者又は市内の事業所若しくは教育機関に通勤、通学する者以外の者が使用する場合の使用料は、当該使用の区分に係る使用料の 5 割の額を加算する。 | 1 市内に住所を有する者又は市内の事業所若しくは教育機関に通勤、通学する者以外の者が使用する場合の使用料は、当該使用の区分に係る使用料の 5 割の額を加算する。 | |
| 2 冷暖房を使用するときは、当該使用料に 5 割を加算した額とする。 | 2 冷暖房を使用するときは、当該使用料に 5 割を加算した額とする。 | |
| 3 土曜日及び日曜日に使用するときは、当該使用料に 5 割を加算した額とする。 | 3 土曜日及び日曜日に使用するときは、当該使用料に 5 割を加算した額とする。 | |
| 4 使用時間を超過した場合の使用料は、1 時間（端数は 1 時間とする。）につき当該使用料の 3 割の額を加算する。 | 4 使用時間を超過した場合の使用料は、1 時間（端数は 1 時間とする。）につき当該使用料の 3 割の額を加算する。 | |
| 5 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 | 5 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 | |
| 6 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、当該使用料の 2 分の 1 の額とする。 | 6 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、当該使用料の 2 分の 1 の額とする。 | |
| 7 使用料の徴収金額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 | 7 使用料の徴収金額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 | |

議案第8号資料

職員の育児休業等に関する条例（平成4年富津市条例第2号）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 富津市職員の定年等に関する条例（昭和59年富津市条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業を | (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 富津市職員の定年等に関する条例（昭和59年富津市条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (3) 富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業を |

している非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する

非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

している非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう

するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

議案第9号資料

富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）新旧対照表（第1条による改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>消防長及び富津市土地開発公社</u>（以下「公社」という。）をいう。</p> <p>(2) 実施機関の職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員</p> <p>イ 公社の役員及び職員</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 官報、市の広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの</p> <p>イ 市の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により明ら</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び<u>消防長</u>をいう。</p> <p>(2) 行政文書 実施機関の職員（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 官報、市の広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの</p> <p>イ 市の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により明ら</p> |

かに開示できないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地

かに開示できないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び

方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上

地方独立行政法人_____を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市の機関_____、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関_____、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市_____、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上

の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不
当に阻害するおそれ
エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支
障を及ぼすおそれ
オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、公社、独
立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企
業経営上の正当な利益を害するおそれ
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市、公社及び開示請求者以外の者
(以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。) に
関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をす
るに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政
文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意
見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に
先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他
実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機
会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しな
い場合は、この限りでない。
(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しよう
とする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号
ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規
定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられ
た第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提
出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示
を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。
この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第
18条第1項及び第19条において「反対意見書」という。)を提出し

の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不
当に阻害するおそれ
エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支
障を及ぼすおそれ
オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業____、独
立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企
業経営上の正当な利益を害するおそれ
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市____及び開示請求者以外の者
(以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。) に
関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をす
るに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政
文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意
見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に
先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他
実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機
会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しな
い場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しよう
とする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号
ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規
定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられ
た第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提
出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示
を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。
この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第
18条第1項及び第19条において「反対意見書」という。)を提出し

た第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

た第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

議案第9号資料

富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）新旧対照表（第2条による改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものを行う。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これ</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものを行う。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これ</p> |

| |
|--|
| <p>らの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。) に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> |
| <p>(6) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び富津市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。</p> |
| <p>(7) 実施機関の職員 次に掲げる者をいう。</p> |
| <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員</p> |
| <p>イ 公社の役員及び職員</p> |
| <p>(8) 行政文書 富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第2条第3号に規定する行政文書をいう。</p> |
| <p>(9) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。</p> |
| <p>ア 専ら文章を作成するための処理</p> |
| <p>イ 専ら文書、図画又は写真の内容を記録するための処理</p> |
| <p>ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理</p> |
| <p>エ 専ら文書、図画又は写真の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理</p> |
| <p>(10) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。</p> |
| <p>（個人情報の開示義務）</p> |
| <p>第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> |

| |
|---|
| <p>らの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。) に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> |
| <p>(6) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。</p> |
| <p>(7) 行政文書 富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第2条第3号に規定する行政文書をいう。</p> |
| <p>(8) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。</p> |
| <p>ア 専ら文章を作成するための処理</p> |
| <p>イ 専ら文書、図画又は写真の内容を記録するための処理</p> |
| <p>ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理</p> |
| <p>エ 専ら文書、図画又は写真の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理</p> |
| <p>(9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。</p> |
| <p>（個人情報の開示義務）</p> |
| <p>第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> |

- (1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の

- (1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員_____をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の

当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市の機関_____、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関_____、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市_____、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不
当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支
障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、公社、独
立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企
業経営上の正当な利益を害するおそれ

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 開示請求に係る個人情報に市、公社及び開示請求者以外の者
(以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。)に
関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をする
に当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関の定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不
当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支
障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業_____、独
立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企
業経営上の正当な利益を害するおそれ

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 開示請求に係る個人情報に市_____及び開示請求者以外の者
(以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。)に
関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をする
に当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関の定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当

該意見書（第42条第1項及び第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

該意見書（第42条第1項及び第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

議案第10号資料

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）新旧対照表

| 現 行 | | | | | 改 正 案 | | | | |
|---|---------------|--|--------------------------------|---------|---|---------------|---|--------------------------------|---------|
| (手数料の名称及び金額) | | | | | (手数料の名称及び金額) | | | | |
| 第2条 手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。 別表（第2条関係） | | | | | 第2条 手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。 別表（第2条関係） | | | | |
| 区分 | 名称 | 事務の内容 | 単位 | 金額 | 区分 | 名称 | 事務の内容 | 単位 | 金額 |
| | | | | (略) | | | | | (略) |
| 8 | 優良宅地造成認定申請手数料 | 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | 1件につき | 86,000円 | 8 | 優良宅地造成認定申請手数料 | 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | 1件につき | 86,000円 |
| 9 | 優良住宅認定申請手数料 | 租税特別措置法第28条の4第3項第6号及び第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6 | 1件につき新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のと | 6,200円 | 9 | 優良住宅認定申請手数料 | 租税特別措置法第28条の4第3項第6号及び第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6 | 1件につき新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のと | 6,200円 |

号及び第7号口並びに第68条の69第3項第6号及び第7号口に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

| | |
|----------------------------------|---------|
| き 100平方メートルを超える500平方メートル以下のとき | 8,600円 |
| 500平方メートルを超える2,000平方メートル以下のとき | 13,000円 |
| 2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以下のとき | 35,000円 |
| 10,000平方メートルを超えるとき | 43,000円 |

(略)

号及び第7号口に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

| | |
|----------------------------------|---------|
| き 100平方メートルを超える500平方メートル以下のとき | 8,600円 |
| 500平方メートルを超える2,000平方メートル以下のとき | 13,000円 |
| 2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以下のとき | 35,000円 |
| 10,000平方メートルを超えるとき | 43,000円 |

(略)

備考 1通の証明書に2種類以上のことと併記する場合には、これを個々のものとみなす。

備考 1通の証明書に2種類以上のことと併記する場合には、これを個々のものとみなす。

議案第11号資料

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>(納稅義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第10条 国民健康保険税の賦課期日後に納稅義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第11条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p> <p>2 前項の賦課期日後に、納稅義務が消滅した場合には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第11号までのいずれかに該当することにより納稅義務が消滅した場合においてその消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。</p> <p>3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主（以下次項までにおいて「2項世帯主」という。）である国民健康保険税の納稅義務者が同条第1項の世帯主（以下次項までにおいて「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納稅義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納稅義務者に係る第2条第1項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納稅義務者に課する。</p> <p>4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納稅義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納稅義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納稅義務者に係る第2条第1項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第11号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、</p> | <p>(納稅義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第10条 国民健康保険税の賦課期日後に納稅義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第11条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p> <p>2 前項の賦課期日後に、納稅義務が消滅した場合には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第11号までのいずれかに該当することにより納稅義務が消滅した場合においてその消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。</p> <p>3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主（以下次項までにおいて「2項世帯主」という。）である国民健康保険税の納稅義務者が同条第1項の世帯主（以下次項までにおいて「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納稅義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納稅義務者に係る第2条第1項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納稅義務者に課する。</p> <p>4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納稅義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納稅義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納稅義務者に係る第2条第1項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第11号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、</p> |

その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となつた者がある場合には、当該被保険者となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となつた者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を控除した残額を、当該被保険者となつた日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を第1項の賦課期日とみなし算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日(国民健康保険法第6条第1号から第11号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となつた日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を第1項の賦課期日とみなし

その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となつた者がある場合には、当該被保険者となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となつた者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を控除した残額を、当該被保険者となつた日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を第1項の賦課期日とみなし算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日(国民健康保険法第6条第1号から第11号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となつた日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を第1項の賦課期日とみなし

て算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の

て算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の

収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について25,200円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について5,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について5,600円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について18,000円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について4,000円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について4,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金

収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について25,200円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について5,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について5,600円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について18,000円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について4,000円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について4,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金

額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について7,200円
イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について1,600円
ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について1,600円

額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について7,200円
イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について1,600円
ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について1,600円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,400円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 18,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,200円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,000円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,000円

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第11条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の2において同じ。)である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額_____」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

(旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免)

第14条の2 市長は、次の各号のいずれにも該当する者(被保険者の資格を取得した日(以下この項において「資格取得日」という。)の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。以下「旧被扶養者」という。)が属する世帯の国民健康保険税について、その納税義務者からの申請に基づいて減免を行うものとする。

- (1) 資格取得日において65歳以上である者
- (2) 資格取得日の前日において次のいずれかに該当する者(当該資格取得日において高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であった者
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者(同法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を除く。)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者
 - ウ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による共済組合

第11条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の2において同じ。)である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び_____」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

(旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免)

第14条の2 市長は、次の各号のいずれにも該当する者(被保険者の資格を取得した日(以下この項において「資格取得日」という。)の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。以下「旧被扶養者」という。)が属する世帯の国民健康保険税について、その納税義務者からの申請に基づいて減免を行うものとする。

- (1) 資格取得日において65歳以上である者
- (2) 資格取得日の前日において次のいずれかに該当する者(当該資格取得日において高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であった者
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者(同法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を除く。)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者
 - ウ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による共済組合

の組合員

- エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼付すべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）
- 2 前項の規定により減免する額は、第3条及び第5条の3の規定により旧被扶養者について算出される基礎課税額に係る所得割額及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の合算額並びに次の各号に定める区分に従い当該各号に定める額とする。
- (1) 第11条各号 の規定の適用を受けない世帯の場合 次のア及びイの項目ごとに定める額の合算額
 - ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 第5条に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額
 - イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 第5条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額
 - (2) 第11条第3号 の規定の適用を受ける世帯の場合 次のア及びイの項目ごとに定める額の合算額
 - ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 第5条に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第3号ア に規定する国保課税被保険者1人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額
 - イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 第5条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分

の組合員

- エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼付すべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）
- 2 前項の規定により減免する額は、第3条及び第5条の3の規定により旧被扶養者について算出される基礎課税額に係る所得割額及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の合算額並びに次の各号に定める区分に従い当該各号に定める額とする。
- (1) 第11条第1項各号 の規定の適用を受けない世帯の場合 次のア及びイの項目ごとに定める額の合算額
 - ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 第5条に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額
 - イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 第5条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額
 - (2) 第11条第1項第3号 の規定の適用を受ける世帯の場合 次のア及びイの項目ごとに定める額の合算額
 - ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 第5条に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第1項第3号ア に規定する国保課税被保険者1人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額
 - イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 第5条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分

| | | |
|--|--|---|
| | <p>の 1 を乗じて得た額から<u>第11条第3号イ</u>に規定する国保課税被保険者 1 人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p> <p>3 第1項の規定による国民健康保険税の減免の申請は、国民健康保険法第9条の規定による被保険者の資格の取得の届出書又は前条第2項に規定する申請書により行うものとする。</p> <p>4 第10条の規定は、前3項の規定により国民健康保険税の減免が行われる場合について準用する。この場合において、同条第1項中「第11条の規定による減額」とあるのは「第14条の2の規定による減免」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第11条</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>」に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第11条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは</p> | <p>の 1 を乗じて得た額から<u>第11条第1項第3号イ</u>に規定する国保課税被保険者 1 人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額</p> <p>3 第1項の規定による国民健康保険税の減免の申請は、国民健康保険法第9条の規定による被保険者の資格の取得の届出書又は前条第2項に規定する申請書により行うものとする。</p> <p>4 第10条の規定は、前3項の規定により国民健康保険税の減免が行われる場合について準用する。この場合において、同条第1項中「第11条の規定による減額」とあるのは「第14条の2の規定による減免」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第11条第1項</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5第1項</u>」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項</u>」に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第11条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは</p> |
|--|--|---|

「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所

「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所

得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条

得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条

の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条

の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第11条において「特例適用利子等の額」という。)の

の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項

の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第11条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の

合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第11条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第11条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第11条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第

合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第11条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第

11条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第11条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

| | |
|---|--|
| <p>(基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例)</p> <p>17 当分の間、国民健康保険の被保険者のうち_____</p> <p>_____18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特例対象者」という。）が属する世帯における、第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額については、特例対象者に係るそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。ただし、特例対象者が第10条又は<u>第11条</u>の規定の適用を受ける場合は、当該規定の適用後のそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。</p> | <p>(基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例)</p> <p>17 当分の間、国民健康保険の被保険者のうち<u>未就学児</u>であって、第2条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の適用を受けるものが属する世帯並びに6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特例対象者」という。）が属する世帯における、第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額については、特例対象者に係るそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。ただし、特例対象者が第10条又は<u>第11条第1項</u>の規定の適用を受ける場合は、当該規定の適用後のそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。</p> |
|---|--|

議案第16号資料

履歴事項

1 住 所

2 氏 名 岡 根 茂

3 生年月日

4 学 歷

5 経 歷

履歴事項

1 住 所

2 氏 名 いけ だ とおる
池 田 亨

3 生年月日

4 学 歷

5 経 歷

